

日光市と雇用対策協定を締結しました

令和6年3月18日（月）に日光市と栃木労働局との間で雇用対策に係る協定を締結しました。

県内では、那須塩原市、鹿沼市、栃木県、野木町に続き、5カ所目となります。

この雇用対策協定により、日光市と栃木労働局（管轄：ハローワーク日光）は連携して、地域の多様なニーズに対応するために女性活躍の推進、就業支援や産業振興、雇用創出・雇用確保などに取り組む予定です。

日 時： 令和6年3月18日（月）14時
場 所： 日光市役所 コンベンションホール



（左）奥村労働局長 （右）粉川 昭一 日光市長

雇用対策に関する協定書

 日 光 市

 厚生労働省栃木労働局

日光市雇用対策に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、日光市（以下「市」という。）及び厚生労働省栃木労働局（以下「労働局」という。）が、一般求職者はもとより、若年者（新規学校卒業者等を含む）、子育て中の人、高齢者、障がい者等（生活困窮者等を含む）多様なニーズに対応するための就業支援及び産業振興と雇用創出・雇用確保を効果的かつ一体的に推進することにより、企業及び住民サービスの更なる向上を目指すことを目的とし、雇用対策に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

(事業内容等)

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、日常的な情報交換や各種事業を一體的に実施することとし、その具体的な取組、実施方法及び数値目標は事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定並びに事業計画に定めた取組の進捗状況の把握及び評価等は、市及び労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとし、運営協議会の設置・運営については別途定めるものとする。

(要請等)

第3条 市長及び労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 市長及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市長及び労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月18日

日 光 市 長

ホル | 昭一

厚生労働省栃木労働局長

奥村 茂輝